

福島県環境影響評価審査会議事概要

1 日 時 平成19年11月27日（火）10時30分から12時15分

2 場 所 福島県自治会館 7階 370会議室

3 出席者

- ・福島県環境影響評価審査会 5名
- ・福島県（事務局） 5名
- ・傍聴者 7名

4 議 事

6 議 事

(1) 飯坂クリーンサイト第2期事業に係る環境影響評価準備書について

株式会社クリーンテックから提出のあった「飯坂クリーンサイト第2期事業に係る環境影響評価準備書」について、資料1～3に基づき事務局から説明を行った後、審議を行った。発言要旨は次のとおり。

（議長）事務局説明に対し意見をお願いしたい。

（委員）福島市からの「平成18年度の本市の水質汚濁防止法に基づく立入検査の結果、水素イオン濃度（pH値）が排水基準不適合となった経緯があったことから、排水処理施設の管理マニュアルを作成し、排水基準を遵守するとともに環境負荷の低減に努めること。」という意見に対する事業者の見解で、「立入検査の直前にpH調整のために硫酸を放流監視槽に投入した」ということから、pHが高かったのだらうと思うが、偶然こういうことになったということか。凝集沈殿、生物処理、砂ろ過、活性炭、キレート樹脂吸着などの一般的な処理を行っているが、特にpHが高くなるようなことは起きたのか。特別pHの高い、アルカリ性の何かが入ってきたのか。

（事務局）事業者側からの聞き取りによると、当日は、特にpHが高い状況ではなく、pHが7.8くらいになった段階でpHを抑えるために硫酸を添加した。硫酸を添加した際に1時間半くらいかけて、最終的にはpHは7くらいに落ち着いたが、その際に一時的にpHが5くらいまで下がったことがあったと聞いている。

（委員）一般に、管理型処分場ではpHが低くなることはあるような気はするが、高くなることはあるのか。

（事務局）5.8～8.6が基準値なので、その範囲内で上下することはあると思うが、それを超えるということは聞いていない。

（委員）基準値から外れたわけではないのか。

（事務局）硫酸を入れた際に基準を下回ったとのことである。

実際の設備では、再循環ポンプが作動し、基準値を外れた場合は原水槽に戻る仕組みになっていて、放流されることはない。

（議長）採水は、放流された水ではなく、監視槽だったのか。

（事務局）放流監視槽の水である。

(議長) 搬入規制についてだが、最終処分場といっても、性能があるので、受け入れ基準を超えるものを入れないように、搬入規制というのを考えなくてはいけないのかと思う。管理マニュアルをきちんと作って、管理をきちんとしていく必要がある。

道路交通騒音については、厳密に考えると、すでに基準をオーバーしているわけだから、これ以上騒音を増やす事業は受け入れられないということになる。ここまでいくと、今までの騒音対策についての問題になる。この点については、事業者だけに言うのではなく、行政も考える必要があるのではないかなと思う。

この事業は、福島市という大都市での事業であり、住民のみなさんの関心も非常に高い。それに応じた適切な施設とする必要がある。その点は特にきちんとしてほしい。

シラネアオイは、この辺りが分布の東の端になっている。今まで2カ所の自生地が知られており、ここが3カ所目となる。2カ所は標高が高いところにある。この事業の場所は一番東の限界の大きな自生地になる。これを消滅させるにあたっては、それなりの責任がある。将来の研究に差し障りがないように、生育地に関する情報を残して欲しい。そういった意味での知事意見となっている。

(委員) 騒音のレベルが環境基準に迫っていたり、あるいは超えている場合でも、道路を建設しなくてはいけないような事業で、吸音材等を設置して対策するというものを、いくつかの評価などで見てきた。

それはどれくらいの費用がかかるものなのか。

(事務局) そもそも環境基準というのは、望ましい基準ということで設定されている。さらにその上に要請限度があって、要請限度を超過していれば、いろいろな要請ができる基準となっている。今回の事業での地点は、環境基準が70dB、要請限度は75dBのところ、現況の測定値でも、76.4dBと要請限度も超えている状態である。こういった場合、実際には、国道の管理者に要請して遮音壁を設置してもらおうとか、警察に要請し、速度違反の取り締まりを厳しくしてもらおうなどの対策をとることになる。スピードの出し過ぎによる騒音が大きいので、スピードを緩めれば、道路騒音はかなり減少すると思う。そういった取り組みは本来行政側がやらなければいけないが、そういったことを行わず、1事業者だけに、環境基準を超過しているから道路を走行してはいけないとは言えない。ただ、1事業者とはいえ、そのような状態であるところにさらに騒音を若干でも増すということになるので、できるだけ増加しないようにして下さいという意見としている。

遮音壁の設置などは1事業者にやらせることはないと思う。なお、費用については分からない。

(委員) 知っている事業の中で、自治体ではなく事業者が対策を講じるというものもあったが。

(事務局) その事業者が明らかに騒音を出して、そのために環境基準を超えているという場合は、事業者が遮音壁を設置するという話になるかもしれないが、走行車両については、事業者が対策するという事にはならないのではないかな。

(委員) 交通体系を見直したり、スピードが出ないような対策を講じることが先決とな

るということか。

(事務局) そうなると思う。

(委員) 事業者の見解を見ると、第1期事業では、斜面の崩壊はなく、補修を必要とする表面侵食は生じていないから第2期事業でも大丈夫だとしているが、自然現象や地形の変化には長い時間がかかる。数年の間にそういうことはなかったから大丈夫だと言えない部分があるので、どの程度のことがあったのかを極力記録しておく必要がある。補修する必要はなかったとしても、この程度だから補修する必要がなかったと記録しておけば、今後、データの意味で、参考になるのではないか。特に、積雪の影響はあまりないが、雪の降った後の融雪、冬の霜作用で地面が耕されるので、そういった予測をしてほしい。

もうひとつ、埋立が終了した後、イメージとしては人工的な台地のような地形ができると思う。工事中や埋立中に使う道路は残るのか。30年後の話になるが、有効なものは残し、使わないものは撤去するのか。処分場の最後の予定はどうなのか。

山菜とりなどに開放するということなら、一般的に道路などが残るのか記載された方が安心できる。

(事務局) ひとつめの地盤については、意見として記載しているので、評価書作成の際に指導等を行いたい。

埋立終了後の跡地利用については、廃棄物処理法等の法的な側面からも、環境への影響がないよう利用について制約があることから、跡地利用の計画があるのであれば、評価書作成の段階で指導等を行いたい。

(委員) 事業者においても、周辺地域を含んでの地域計画的なものがあればいいが。

(議長) 埋立地というのは非常に特殊な地形である。跡地をコナラ林に戻すという話もあったが、処分場の跡地のような平らなところがコナラ林にはなるのか疑問が残る。

安定化したとはいっても、侵食などで廃棄物が表面に出てくる場合も考えられる。30年後の話で、急ぐ必要はないと思うが、きちんとしてほしい。

(委員) この意見で大丈夫かと思うが、ちょっと不安なのが、遮水工についての意見で、住民の方から安全性について危惧されているが、「強度や安全性を具体的に記載する」をもう少し強くできないか。

安全性を絶対的に保証することはできないが、具体的に記載ということだけで、住民の方が安心できるのかなと不安に思う。その後の指導というものがあれば、いいのかと思うが。安全性の保証はできないと思うが、「最大限確保し」というような話ができれば安心できるのではないか。運用面でできるのであればよいが。

(議長) 具体的に書くことで、安全性を確認することができると思うが、あまりにも淡々としているかもしれない。

(事務局) 行政としても遮水工は一番懸念することであり、今までも審査を行っているので、分認識している。しかし、この記載でそのような印象を与えるのであれば、表現について検討し、相談したい。

(議長)本日欠席している委員からは、何か意見はなかったか。

(事務局)知事意見案について送付し照会したが、特に意見はなかった。

(議長)それでは、先ほど示していただいた事務局案の遮水工の部分について若干修正を加えて、審査会の意見としてよろしいか。

(各委員)異議なし。

(議長)今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)本日の審査会の意見を踏まえて知事意見を取りまとめ、条例に定める期限である平成20年1月11日までに事業者へ知事意見を通知する。

(2) 県北都市計画道路 3・1・102 号 (仮称) 松川北矢野目線 (一般国道 13 号福島西道路南伸) 環境影響評価方法書について

福島県より提出のあった「県北都市計画道路 3・1・102 号 (仮称) 松川北矢野目線 (一般国道 13 号福島西道路南伸) 環境影響評価方法書」の概要について、資料 5 に基づきアセス実施者から説明が行われた後、質疑等を行った。発言要旨は次のとおり。

(議長)廃棄物が出ないということだが、山を切って廃棄物が出てくるのではないか。

(アセス実施者)建設工事の副産物として扱うということで整理した。

(委員)地形及び地質の中で、地盤及び斜面の安定性について、説明では、地滑り地帯もなく、指定区域でもないわけだが、JR 東北本線が南福島から金谷川に登っていく途中にカーブがあって、その南側、今回の事業区間の真ん中あたりから距離的に数百 m 離れているが、約 10 年前地滑りがあった。1 ヶ月間くらい上り線が不通になったことがある。その斜面を通る道路の拡幅後、地盤が軟化して崩れたと思われる。JR 側が補修し現在は大丈夫となっているが、そういうことがあったということは理解してほしい。

事業計画の帯の中には入っていないが、そこから 500 m 程度離れたところであったことを参考までにお知らせしたい。

(議長)あの付近の丘陵は結構土砂崩れがあって、そういったことが起こるような地形と地質である。

(委員)トンネルの中は問題ないが、トンネルの入口、出口の部分は注意した方がいい。

(議長)水の濁りについてだが、地面がむき出しになっているところから、粘土質を含む排水が発生する。その排水を処理して、結局、河川に放流するのではないか。

別な案件の審査の際に、国土交通省の規則に従えば沈殿池に沈殿させれば水の濁りは出ないという説明を受けたが、委員はみな納得しなかったことがある。

粘土というのはなかなか沈殿しない。沈殿剤を入れると別の問題が出てくる。

こういったことから考えると、水質への影響があると思うが。

(アセス実施者)現在は河川の中で直接工事をしないということで選定していない。掘削工事などの水の濁りについては、考慮していない。

工事する際に沈殿槽を設けてやっていくということで対応できると考えている。

(事業実施者)工事の段階では排水処理施設の仕様が決まっていて、法面等の掘削による排水等については、その基準に則って対応していく。

(議長)今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 現在縦覧に供されているが、最短の場合では、3月中には審査会での審議を経て、3月末までに方法書に対する知事意見を通知することとなる。

以上。